

2021年2月5日

新型コロナウイルス感染症における対応について(2月5日更新)

新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになった方々、ご遺族の皆さまに謹んで哀悼の意を表します。また、罹患されている方々、困難な状況におられる方々が一日も早く回復されますよう心よりお祈り申し上げます。

2月2日に緊急事態宣言が延長されたことを受け、在宅勤務の上限日数の撤廃する等、下記の施策を3月7日まで引継ぎ実施します。

- 在宅勤務の上限日数を撤廃する。
- 時差出勤、フレックス制度の効果的な活用を実施する。
- 製造現場等の出社が必要な職場を除き、出社人数を3割以下とする。
- 製造現場などにおいては、作業空間と人員配置についてできる限り配慮することに加え、必要に応じ、パーテーションや透明シートなどの設置、フェイスシールドなどを着用する。
- 全ての従業員が出勤前に検温を実施し、微熱や軽い風邪症状であっても出社禁止とする。
- 海外出張は原則禁止とし、国内出張および不要不急の外出も当面控える。
- お客さまを含む社内外の会議は、原則、webを活用したリモート対応とする。

お客さまならびにお取引先の皆さまには多大なるご迷惑をおかけいたしますが、ご理解、ご了承の程よろしくお願い申し上げます。

今後も、政府、各自治体から指導、要請を遵守し、従業員とその家族、お客さま、お取引先の皆さま、そして事業所近隣の皆さまの安全確保と感染拡大の防止を最優先に考えて対応してまいります。

(株)ニコンエンジニアリング